

論文審査規定

(2015年5月17日 総会)

1. 論文の規定

ここにいう論文とは、教育分野の学術研究論文（高専制度、高等技術者教育制度、高専教育、技術者教育等に関する著者の原著であり、新知見または創意が含まれるもの、およびこれに準ずるもの）、および実践事例研究（高専教育等の教育効果を高める教育方法等に関するもの）を指す。

2. 論文審査委員会の機能と権限

学会誌に掲載する論文の採否は、担当査読委員の所見に基づき、論文審査委員会が決定する。論文審査委員会は、必要とされる分野を網羅し、学識・経験等において適切であると判断される、十分な数の査読委員を委嘱する。なお、査読委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。当委員会は、査読委員の所見に基づき、論文の内容、形式、表現などについて、投稿者に再検討を促すことができる。

3. 査読委員への査読依頼

- 1) 論文審査委員会は、論文1編につき複数名の査読委員に査読を依頼する（原則として2名）。その際、投稿者と査読委員の関係において公平を欠くことのないように配慮する。
- 2) 公平性を確保するため、担当査読委員の氏名は、事前にも事後にも論文審査委員会の外部には公表しない。

4. 審査要領

- 1) 審査基準
 - ①新規性、独創性がある
 - ②高専の教育・研究に寄与し、有用性がある
 - ③上記基準には達していないが、将来の展開が期待される
 - ④論文として完成度が高い
- 2) 担当査読委員は、対象論文を熟読し、掲載可能かどうかを審査し、所見を表明する。
- 3) 審査結果は、依頼書に記された期日までに、指定された連絡先に送信する。審査論文のコピーは、本学会誌刊行時まで査読委員が保管する。
- 4) 論文審査委員会は、担当査読委員の所見に基づき、論文の採否を決定する。

5. 投稿者への審査結果の通知および修正の要請

- 1) 論文審査委員会は、投稿者に審査結果を通知する。
- 2) 修正の要請があった場合、投稿者は、審査結果が通知されてのち、指定された期日

(原則として一カ月)までに修正された原稿を送付しなければならない。提出期限が過ぎた場合には、新規投稿の扱いとする

- 3) 不採用の場合も、投稿者は当該論文を修正のうえ再度投稿することができる。
- 4) 投稿者は、審査結果に不服がある場合、審査結果が通知されてのち、10日以内に論文審査委員会に申し出ることができる。